

区立幼稚園・小中学校及び義務教育学校における濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について

厚生労働省及び東京都からの通知に基づき、オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた、江東区立幼稚園・小中学校及び義務教育学校（以下「学校等」とする。）における濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法については下記のとおりとします。

1 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しません。ただし、5名以上の陽性者の発生（小中学校・義務教育学校については学級単位、幼稚園は園単位）が確認された場合には、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定を行います。

2 行動制限について

- (1) 学校等において罹患者と接触があったことのみを理由として、登校・登園を含む外出を制限するものではありません。ただし、学校等内で罹患者と接触があったと考えられる場合には、接触があった最後の日から7日間はお子様の健康観察を行うほか、高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク者が多く入所する施設等への訪問、不特定多数の者が集まる大規模イベントへの参加等感染リスクの高い行動を控えていただきますようお願いいたします。
- (2) 学校等で濃厚接触者とされた場合には、罹患者との最終接触日から5日間は、健康観察、行動制限期間となりますので、これまでと同様に登校・登園はできません。

3 その他

- (1) 発熱・のどの痛みなど体調がすぐれない場合には登校せず、医療機関等を受診し、その指示に従ってください。
- (2) 宿泊行事等、学校等施設外で罹患者が発生した場合の濃厚接触者の特定等については保健所と協議の上、個別に判断します。
- (3) きっずクラブについては、本取り扱いに準ずるものとします。
- (4) 本対応はオミクロン株が主流である間の対応であり、感染の状況によっては変更となる場合があります。